

「**労安法**」(労働安全衛生法)を徹底し働きやすい職場
になるよう指導せよ！＝組合＝



教職員の健康を保持できるようにする必要がある－ 西部教育事務所回答 －



發行所
三豐教育會館內
香教組三觀支部
編集人情宣部



健康第一。多忙化解
消。NO。パワハラ。働き
やすい職場づくりを！

7月28日、香教組三觀支部（黒河晶子支部長）は、香教委西部教育事務所（松本所長補佐）に、夏季休業中の勤務条件改善と多忙化解消のための要求行動をしました。詳しくは次のとおりです。

分である。実効性のある「働き方改革」をお願いしたい。

《夏休みの勤務について》

教育公務員には教育公務員
特例法21・22条に基づき、「勤
務場所を離れて」の研修が認
められており、積極的に活用
するよう指導すること！

夏季休業中の行事を大幅に精選すること。教育事務所と



交渉する三觀支部組合員

回答する松本所長補佐

して行事を持たない期間に、各校も行事を持たないよう指導すること。

民間教育研究団体主催の、各種教育研究集会への参加は、研修または出張扱いにするにと。

組合 教特法22条2項では、「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる」とされ、勤務場所を離れての研修も法で認められている。申請があれば、適正に承認するべきである。

組合 夏休みの行事をもたない日が浸透してきているこ

とは良いことである。更に、行事をもたない日の意義(多忙化解消・休養など)が徹底できるような関係機関を指導して欲しい。

組合 夏季休業中の「行事をもたない日」や「研修をもたない日」には県教委主催の行事や研修は計画していないと思うが、西部教育事務所から指導して欲しい。

組合 研修に関して、自主的に身銭を切って（参加費等）参加している。教育現場にかせる（専門性を高める）研修については出張にすること。

組合 夏季休業中の勤務予定表の勤務の選択肢に「研修」の項目のない学校がある。研修の機会を根本から奪っている。

☆
☆
適正な勤務のわりふりとは
☆
☆

① 終始時刻とその間の休憩の配置をわりふること。

② 全員に（少なくとも当該職員）にわりふりを明示すること。

③ ①②は事前(少なくとも前日まで)に明示すること。

る。こんなことがないよう指導して欲しい。

「講師」には、特に自主研
修の時間が十分保障されるよ
う、指導すること

組合 採用試験の日程が部活動の総体などの忙しい時期と重なることがある。更に、日程への配慮をお願いしたい。

また、講師の先生は授業や部活動の指導のため、採用試験の勉強時間がとれない。各校

長から、勉強時間がとれるよう配慮してもらいたい。校長会でも指導して欲しい。合わせて、講師の先生への年休取

得も責むるにすなわて次へ。

《勤務時間について》

各学校に、勤務時間を明示させ、勤務時間を守らせること。休憩時間も明示させ、実

質とれるよう指導すること。
時間外勤務の強制につながる
ような学校経営を改めるよう
指導すること。

超過勤務については、かならず「わりふり」を行うようにさせること。

「改定給特法」については、
国の附帯決議を完全履行する
よう市町教委や管理職を指導
すること。学校の業務量に見
合った教職員を配置すること。

組合 勤務時間のわりふりを明示して欲しい。特に休憩時間を明示し確実にとれるよ

うして欲しい。

組合「改定給特法」では

主務教諭の配置は任意設置となつてゐるが香川県教委ではどのようなのか？学校は教職員の協力で成り立つてゐる。主務教諭は給料が高いのだから：と主務教諭に仕事を任せてしまうなどの恐れがある。先生の間での協力が失われやすいので主務教諭の配置はするべきではないと組合は考える。

西部 県としてお答えできない。本課に伝えたい。主務教諭は現在には配置していない。
(裏面へつづく)

色え

つぴん

る部活動に關する説明をめぐ

る教育委員會の發言に組合

が指摘。

交渉では、教員採用試験や採用後の研修において、部活動に関する説明が行われているのか質問した。これに対し、教育委員会は「説明は行っていない」と回答した。

組合側が「採用時に説明すべきではないか」と重ねて質問したところ、教育委員会は「特別支援教育の担任であつても伝えることはないので、部活動について伝えることはない」と回答した。

採用時に部活について説明すべき！

この発言に対し、組合側からは複数の参加者が問題点を指摘した。教育課程外の活動である部活動と、学校教育の中核を担う特別支援教育の業務を同列に扱うように受け止められる発言であり、適切ではない。

また、質問の趣旨は、教員が部活動に関する勤務実態や役割について、採用前後に十分な説明を受ける機会があるのかを確認するものであった。組合としては、論点から外れた回答であることに加え、特別支援教育を例示したことについても慎重であるべきだと考える。

組合 校長には、労働安全衛生法に基づき「教職員の熱中症を防ぐ法的義務」がある。「節電」よりも「熱中症予防

のための適切なエアコン使用」を徹底し、使用をためらわせない雰囲気を作る。エアコンを切るのではなく、フィルターの定期清掃や、窓への遮熱フィルム・すだれの設置など工夫して節電する。

組合 学校の職員室において、氏名と生年月日が記載されたプリントを回覧した行為について、教職員から校長や教頭（管理職）への抗議があった。個人情報保護法の観点から個人情報漏洩に該当する。どう考えるのか。

西部 個々の事例に関してコメントにくい。

組合 再発防止策の策定として①教職員向けの個人情報保護研修の実施②校内での名簿取り扱いルールの再徹底をすべきだと考える。

西部 対応する。

組合 4%+αの教職調整額を支給するより、残業手当を支給すべきである。

組合 多くの学校で代替教職員

が入らず、欠員の状態を放置せざるを得ない状態となっている。ある学校では教員の代替がおらず、周りの先生方にしわ寄せ（病休の先生が悪いわけではない）がきていない。知人にお願ひしたが来てくれない。講師を探すのではなく、正規教員をプールしておくようなレベルでのシステム上の施策が必要ではないか。産休代替が入っていないケースがある。先読み加配の例はあるのか？

西部 4月の初めから今年度も加配をしている。

組合 教員にも残業代を支給することを国に働きかけること。退職年齢が上がっている今、退職までは給料が下がらないよう改善を働きかけて欲しい。

西部 お気持ちは分かります。待遇については義務教育課の方へ伝えていきたい。

中学校の部活動、小学校の特別練習、及び自治体からの持込行事・作品募集について、実態を把握し、多忙化解消のための方策を示すこと。

すこと。

組合 中学校では、部活動の負担が大きい。部活動の地域移行が進められている状況ではあるが、せめて部活動指導を希望しない人に強制することがないように個人の意向を尊重して欲しい。昨年の交渉で所長は「校長に相談して下さい」との回答だったが現場では多くの人が「部活をしたくない」と思っていると言えない」という状況である。専門外の部活動は、負担やストレスが溜まる。

これらの組合の要求に対して県教委西部教育事務所（松本所長補佐）は次のように回答しました。

所長補佐 本日お伺いした要望は所長・本課に伝えたい。

- 1 組合の加入・結成・行為等に対し、差別を与えること
- 2 労働組合の団体交渉を正当な理由もなく拒否すること
- 3 労働組合の結成・運営に支配・介入すること
- 4 不当労働行為の申し立てに対し、不利益な取り扱いをすること

おはよう



○「<http://www.niji.jp/home/kazuo-t/sankanshibu/>」

○「<http://kakyoso.com/>」

○「香教組」で、検索できます！



※ 教育情報 発信中、是非、一度見てね！

